2　検察官は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第二条による改正前の法第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について逮捕されている被疑者（前項及び次項に規定する被疑者並びに第二条による改正前の法第二百五条第五項において準用する第二条による改正前の法第二百四条第三項の規定による教示をされた被疑者を除く。）に対し、速やかに、第二条による改正後の法第二百四条第三項に規定する事項を教示しなければならない。ただし、被疑者に弁護人があるとき又は被疑者が釈放されたときは、この限りでない。

3　検察官は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第二条による改正前の法第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について勾留状が発せられている被疑者に対し、速やかに、貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第二条による改正後の法第三十七条の三第二項の規定により第二条による改正後の法第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。次条第一項において同じ。）に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。ただし、被疑者に弁護人があるとき又は被疑者が釈放されたときは、この限りでない。

第八条　検察官又は司法警察員は、第四号施行日前においても、第二条による改正前の法第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について逮捕され、又は勾留状が発せられている被疑者に対し、第四号施行日を告げ、第四号施行日以後、勾留を請求され、又は勾留状が発せられている被疑者が貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示することができる。

2　前項の規定による教示をされた被疑者については、当該事件について重ねて前条の規定による教示をすることを要しない。

（検討）

第九条　政府は、取調べの録音・録画等（取調べにおける被疑者の供述及びその状況を録音及び録画の方法により記録媒体に記録し、並びにこれを立証の用に供することをいう。以下この条において同じ。）が、被疑者の供述の任意性その他の事項についての的確な立証を担保するものであるとともに、取調べの適正な実施に資することを踏まえ、この法律の施行後三年を経過した場合において、取調べの録音・録画等の実施状況を勘案し、取調べの録音・録画等に伴って捜査上の支障その他の弊害が生じる場合があること等に留意しつつ、取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　前項に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3　政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示、起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置、証人等の刑事手続外における保護に係る措置等について検討を行うものとする。

（不正競争防止法の一部改正）

第十条　不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「第二百九十五条第四項及び第五項」を「第二百九十五条第五項及び第六項」に改める。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）

第十一条　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第二項、第八十五条、第百八条第三項、第百二十五条第一項、第百六十三条第一項、第百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十六条の十一の項中「第七十六条第二項」を「第七十六条第三項」に改め、同表第百五十七条の二、第百五十七条の四第一項、第三百十六条の三十九第一項から第三項まで、第四百三十五条第七号ただし書の項中「第百五十七条の二、第百五十七条の四第一項」を「第百五十七条の四、第百五十七条の六第一項」に改める。

第六十五条第二項中「第百五十七条の四第一項」を「第百五十七条の六第一項及び第二項」に改め、「場合」の下に「（同項第四号の規定による場合を除く。）」を加え、同条第四項中「第三百五条第四項及び第五項」を「第三百五条第五項及び第六項」に改める。

（武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正）

第十二条　武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「第百四十三条から」を「第百四十三条、第百四十四条から」に改める。

（更生保護法の一部改正）

第十三条　更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第七項中「及び第二項」を「及び第三項」に、「勾引（こういん）」を「勾引」に、「第七十六条第二項中「合議体の構成員又は裁判所書記」を「第七十六条第三項中「告知及び前項の教示」とあるのは「告知」と、「合議体の構成員又は裁判所書記官」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十四条　刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条のうち刑事訴訟法第三百五十条の十四の改正規定中「第三百五十条の十四」を「第三百五十条の十五」に改める。

（調整規定）

第十五条　第三号施行日が刑法等の一部を改正する法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年六月三日

法務大臣　岩城　光英
経済産業大臣　林　幹雄
防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十五号

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「含む。」の下に「第十八条（第二項を除く。）及び」を加える。

第十一条第一項中「第十三条」の下に「、第十八条第七項第一号」を、「第二十条の三」の下に「、第二十条の四第二項、第二十条の五第二十一項第一号」を加える。

第十六条の四第一項中「別表の四の四の項」を「別表の四の五の項」に改め、同条第二項中「第十六条の四第一項」を「第十六条の五第一項」に改め、同条を第十六条の五とする。

第十六条の三の前の見出しを削り、同条第一項中「別表の四の三の項」を「別表の四の四の項」に改め、同条を第十六条の四とし、同条の前に見出しとして「（出入国管理及び難民認定法の特例）」を付する。